

きたぎんICキャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、ICキャッシュカード(従来のキャッシュカード機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能(以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。))の利用を可能とするカードのことをいいます。)を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、キャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはキャッシュカード規定が適用されるものとします。

2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な現金自動預入払出兼用機(以下、「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。)を利用する場合に提供されま

す。

3. (ICキャッシュカードの利用)

当行の現金自動預入払出兼用機(以下、「ATM等」といいます。)および提携先のATM等・現金自動支払機(以下、「CD等」といいます。)において、ICキャッシュカードの利用ができないATMまたはCDを設置している場合があります。この場合は、ICキャッシュカードとしての利用はできませんが、磁気ストライプカードとしての利用ができます。

4. (ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取扱い)

ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

5. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

6. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭表示、インターネット、またはその他の方法により周知します。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2023年10月2日現在)